

令和8年度実施

吉備中央町企業（団体）研修型地域おこし協力隊
受入れ団体 募集要項

令和8年6月

吉備中央町

1 趣旨

(1) 地域おこし協力隊の概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して生活の拠点を移した方を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。令和7年度では全国1,187団体が活用し、活動している協力隊員は8,196人となっています。

(2) 募集の目的

国勢調査による吉備中央町(以下、町という。)の人口は、昭和55年には15,366人でしたが、社会経済の発展により若年層の都市への流出や晩婚化に伴う出生率の低下等により、令和2年には10,886人となっています。平成7年までは吉備高原都市の開発・分譲、私立高校の新設により緩やかな増加傾向を示していましたが、その後減少率が増大し、平成27年から令和2年の5年間の減少率は8.9%となり過疎化が進行しています。また、昭和55年から令和2年までの40年間における人口減少率は29.2%となっています。

総務省による制度として平成21年度より実施されている「地域おこし協力隊制度」を活用し町は平成26年度から地域おこし協力隊の受入れを開始し、地域の課題解決のための取り組みなどの地域協力活動を実施しています。

令和8年4月1日時点で8名の協力隊員が町内で活動されていますが、さらなる地域課題の解決や地域力の維持・強化を図るため、民間活力の活用により町内の企業や団体等に受入れ、二次創業や事業拡大、担い手や後継者育成、協力隊員と協働して地域協力活動を行う企業や団体等を募集します。

活動内容については、地域おこしに関する支援活動、観光・特産品その他地域資源の発掘及び商品開発の支援活動、農林水産業への従事活動、水源保全・監視活動、環境保全活動、住民の生活支援活動、スポーツ・文化に関する活動、脱炭素地域づくりの推進等、地域力の維持・強化に直接資する地域への貢献性・公益性が高い「地域協力活動」とします。

2 採用団体・人数

採用団体は、1団体とし、地域おこし協力隊の採用人数は1名とします。

3 スケジュール

項目	日付・期間	備考
募集要項の公開 募集開始	令和8年6月19日（金）	町広報紙・ホームページへ掲載
事前協議	令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月31日（金）	事前予約のうえ実施 1団体等につき1回1時間程度
応募書類提出締切	令和8年8月7日（金） 午後5時00分必着	書類審査後、受入れ団体の審査通知 を行う
受入れ団体の審査	令和8年8月20日（木）（予定） ※予備日8月27日（木）（予定）	ヒアリング形式により実施 （日程は変更する場合があります）
受入れ団体決定通知	令和8年9月初旬	審査通過後に随時通知
協力隊員の募集開始	決定後随時	受入れ団体の決定後に随時実施
第1次審査（協力隊員の 候補者の審査）	受入れ団体により協力隊員候補者 を審査（随時）	団体から町へ協力隊候補者を指定の 届出書により提出
最終審査（協力隊員の最 終審査）	随時	協力隊員候補者・事業者・町の3者 で実施（ヒアリング形式）
委嘱の可否の決定	随時	
協力隊員活動開始	随時	

※日程は変更する場合があります。

4 受入れ団体の応募

(1) 応募資格等

次の①～③すべてに該当する者を応募の対象とします。

- ① 町内に本社又は営業所（出張所等）を置く法人もしくは団体、住所を町内に置く個人事業（所得税法第229条に基づく開業届出を提出しているものに限る。）（以下、「団体」という。）であり、町内に活動拠点となる事務所等を有し、町内において1年以上事業を実施又は活動を行っていること。
- ② 申請する提案の目的は、地域課題の解決、自社の事業の拡大や新たな取り組みの推進、後継者や担い手の育成、継業等を目的とするもので、任期終了後の町内への定住・定着に取り組むものであること。
また、提案の内容や協力隊員の活動内容は、地域と連携・協力して取り組む地域課題の解決に直接資するものや、地域への貢献性や公益性の高い「地域協力活動」とすること。
- ③ 協力隊員の任期終了後に団体へ雇用・採用することを条件とする（ただし、自立や起業する

場合は除く)。なお、協力隊員が任期中および任期終了後において、活動から得た知識を活かして自立や起業を行う場合は、町内での居住、働き続けられるための支援を受入れ団体において責任を持って行うこと（協力隊員が任期途中で辞める場合でも、必要な支援を行うものとする）。

- ④ 協力隊員は団体が管理運営する法令上の定数が定まっている事業や業務に配置し、単に当該業務に従事させるものでないこと。
- ⑤ 協力隊員は団体の収益事業や通常実施する事業を管理運営する為の単なる補充人材ではないものとする。
- ⑥ 提案の内容や協力隊員の受入れについて、活動拠点の地域の理解や合意が得られるもの。
- ⑦ 協力隊の配置ありきの提案でなく、地域おこし協力隊制度以外の他の雇用対策や補助制度等他法他施策についても、必要に応じて町の担当課や関係機関と事前相談を行い、他方の制度や手法があれば取り入れるなど、検討のうえ提案を行うものとする。
- ⑧ 実施しようとする提案内容や協力隊員が行う活動の具体的な成果が判断でき、そこに向けての実現可能な支援体制が図られていること。
- ⑨ 協力隊員の活動や日常生活の支援に関する責任者を町内に常駐する形で配置し、協力隊員と良好な関係を築き個々の活動や日常生活においてサポートを行うこと。また、その担当者は町からの問い合わせに迅速に対応出来ること。
- ⑩ 町が指定する研修やPR活動等へ必要に応じて参加すること。
- ⑪ 提案の採用後に、団体が窓口となり、協力隊員の候補者の募集の受付を行うことが可能であること。
- ⑫ 賦課されている税等（国税、都道府県税及び市町村税、国民健康保険税等）に滞納がないこと。
- ⑬ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による町における一般競争入札の参加資格を有しない者でないこと。
- ⑭ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている団体でないこと。
- ⑮ 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと。
- ⑯ 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業、若しくは、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業など）に該当しないこと。
- ⑰ 町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている団体でないこと。
- ⑱ 個人事業主及び法人の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者、成年被後見人及び被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- エ 吉備中央町暴力団排除条例（平成 23 年吉備中央町条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑲ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体等でないこと。
- ⑳ 事業計画に掲げる事業に関して、法令等違反処分を受けていないこと。
- ㉑ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う団体でないこと。
- ㉒ 法令順守上の訴訟や問題を抱えている団体等でないこと。

※ 必要に応じて、上記に関する証明書、誓約書等の提出を求めます。なお、応募書類の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。

(2) 応募の受付

応募書類は、下記受付場所まで持参するか郵送してください。FAX 又は電子メール等による提出は受け付けません。郵送の場合は「地域おこし協力隊応募書類在中」と記載してください。また、町では郵便事故による不着、遅配等については、一切責任は負いません。

なお、正当な理由がない場合、提出期限後における応募書類の変更・修正、追加提出は認めません。

① 応募の受付期間

「事前協議」完了日から令和 8 年 8 月 7 日（金）までの開庁日で
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間（郵送の場合、必着）

② 受付（提出）場所

〒719-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2
吉備中央町協働推進課 商工観光班 宛

③ 留意事項

申請する場合は、必ず「事前協議」（令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 31 日（金）実施）により町との協議後に、提出してください。（本要項 P7(5)参照）

(3) 応募書類

次の書類の正本を1部提出してください。なお、提出する書類は、パンフレット等を除き、原則としてA4判で作成してください。

○申請団体等の提出書類

書類名	備考
1 受入れ団体申請書	・様式1
2 受入れ団体概要書	・様式2
3 受入れ事業提案書	・様式3
4 事業活動実施計画書	・様式4（3年間の実施計画）
5 応募資格に係る誓約書	・様式5
6 定款、規約その他これらに類する書類及び法人の履歴事項証明書（登記簿謄本）	・法人以外の団体等にあつては、これらに相当する書類
7 団体の事業報告書、収支決算書等	・団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書（損益計算書又はこれに相当する書類及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類）（直近事業年度のみ） ※上記の他これらに相当する書類 青色又は白色申告書（申告決算書、収支内訳書、確定申告書）、事業報告書等、その他収支の状況を明らかにする書類（直近事業年度のみ）
8 町税の完納証明書	・市町村民税等（法人、代表者個人） 市町村が発行する町税全税目についての完納証明書（町の場合、税金の未納がないことの証明） ※提出日において発行の日から1月以内のもの

※提出された申請書等は返却いたしません。

(4) 応募の辞退、応募書類の修正、その他取扱いについて

- ① 応募受付後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。
- ② 正当な理由がない場合は、応募書類の修正（軽微な修正は除く）はできません。
- ③ 提出された応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑤ 事業提案書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、審査通過決定の公表等必要な場合には、事業提案書等の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ⑦ 応募書類は、申請者に無断で本募集に係る業務以外に使用しません。

(5) 事前協議

応募書類の提出にあたっては、必ず「事前協議」を完了の上、応募してください。事前協議の完了前の応募書類の提出は受け付けることができません。

① 実施時期

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

② 注意事項

ア 必ず、事前予約を行ってください。実施は1団体につき1回1時間程度とし、日程を調整し実施いたします。

イ この「事前協議」は、町の募集要項の内容や協力隊制度の概要の説明、作成中の提案内容の概要や準備中の書類の漏れ等の確認等について、団体からの質問を基本として行うことを目的に実施します。そのため、事前協議時に町からの指摘が無かったことをもって、内容に不備がないことを確約するものではありません。

また、申請を予定する提案内容についても、町から提案や確約を行うような回答はできませんので、ご注意ください。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査前又は受入れ開始前後に関わらず、失格又は決定を取り消します。
- ② 応募予定者及び応募者は、関係町職員と本件応募についての接触（当然に、審査・選考に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- ③ 受入れ団体の決定をもって、協力隊員の配置が確約されるものではありません。協力隊員の募集状況等により受入れが出来ない場合があります。
- ④ 受入れ団体の決定後において、受入予定事業者が、正当な理由なくして協力隊員の受け入れを行わない場合は、決定を取り消すことがあります。
- ⑤ 協力隊員を配置することにより、既存の従事者を解雇するなどの事案が発生した場合、また、選定された提案の内容と実際の従事内容が異なると町が判断した場合など、協力隊員の配置を中止する場合があります。
- ⑥ 協力隊員の受入れ開始後においても、事業の履行が確実にないと認められるとき又は社会的に非難される事件を起こし、事業の実施に支障を来す等、受入団体等としてふさわしくないと認められるときは、その資格を取り消し、事業の実施を中止することがあります。
- ⑦ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ⑧ 応募は、1団体につき提案は1案とし、複数の提案はできません。
- ⑨ 代表者を同一とする法人又は個人事業主については同一団体とみなします。

5 受入れ団体の審査

(1) 審査日程等

① 日程（予定）

書類審査後、令和8年8月20日（木）に実施します（予備日8月27日（木））。詳細なスケジュールは募集締切後にお知らせします。※日程は変更する場合があります。

② 場所

吉備中央町豊野 1-2 ロマン高原かよう総合会館 2階 女性青年活動室

③ 参加者

審査会の参加者は2名までとします。

(2) 審査の方法

提出された書類は町で書類審査を行い、完了した団体は審査会に参加することができます。

募集に係る応募者の審査をヒアリング形式（提出された提案の概略をご説明いただいた後、質疑を実施します）で行い、受入れ団体を選定します。ただし、町が求める事業水準に満たないと判断した場合は、審査を通過することはできません。

(3) 審査の評価基準

① 応募資格（満たしていない場合は失格）

応募資格を満たしているか（本要項 P3 「4 受入れ団体の応募(1)応募資格等」参照）

② 提案目的・内容の適合性

提案の目的や内容を明確にし、地域課題を的確に捉え、団体の運営や営利活動を主目的とせず、地域との連携や理解に配慮し地域の課題解決に資するなど、貢献性や公益性の高い取り組みであるか。

また、効果的で適正な計画で、具体的な成果や実現性、継続性が判断できるものであるか。

③ 協力隊員の活動内容

協力隊員の役割及び活動が明確で、町の募集の目的に掲げる活動に合致しているか。

また、提案の目的達成のための効果的な活動内容となっており、協力隊員の自立のために必要な技術の習得の機会や研修体制が確保されるものであるか。

④ 団体の支援体制

協力隊員の受入れや活動期間中の生活支援や活動支援などの具体的なサポート体制が図られ、地域住民や地域内外の関係団体との連携・交流、合意など、生活や活動に支障の無い支援が図れる内容となっているか。

また、協力隊員の任期修了後に団体へ雇用・採用することを基本とし、自立や起業につながる、町内へ定着・定住するための支援策と協力体制が図られる内容となっているか。

⑤ 総合評価

提案全体を通しての、協力隊員の受入れの必要性、応募者の取り組み姿勢。

(4) 審査結果

審査結果は審査終了後、後日通知します。経緯及び審査内容に関する問合せや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(5) 受入れ団体の決定資格

受入れ団体の決定後の協力隊員の募集可能期間は、受入れ団体に決定した後、最長 12 か月とします。

6 協力隊員の要件

次に掲げる、①～⑯の全ての要件を満たす方

- ① 応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方
- ② 応募時点において（委嘱時点においても）3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村）に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を町の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を町へ異動することができる方（地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます）。応募時点において（委嘱時点においても）町に定住、又は本拠がある方は対象となりません。
- ③ 活動期間終了後も、町に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- ④ 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- ⑤ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑥ 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方
- ⑦ 受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方
- ⑧ 心身ともに健康で、町及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- ⑨ 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- ⑩ 町の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ⑪ 勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- ⑫ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方
- ⑬ 吉備中央町暴力団排除条例（平成23年吉備中央町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方
- ⑭ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- ⑮ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- ⑯ 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 協力隊員の活動条件等

(1) 配属地

申請した団体の主たる事務所等を活動拠点とし、吉備中央町内とします。

(2) 委嘱形態

地域おこし協力隊員は町長が委嘱し、町と業務委託契約を締結します。協力隊員の柔軟な活動を推進するため、協力隊と町との間では、雇用契約は締結しません。

(3) 委嘱期間（任期）

委嘱（受入れ）の日から1年間（委嘱期間は、初年度は委嘱開始日から令和9年3月31日まで）。2年目以降については、活動状況や成果等を勘案し、1年毎に委嘱期間を更新し、最長3年間更新することができます。

(4) 活動条件

ア 活動日数及び活動時間等

1日7時間30分程度、1月あたり20日間（150時間程度を想定）の活動を基本とします。ただし、活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員との調整により行うものとします。

イ その他

受入団体の都合により、閑散期や閑散日・天候等の理由で日数が満たない月があるなどの場合は活動日数の振替えや活動拠点以外での業務等について調整等を行うなどにより実施するものとします。

また、繁忙期や繁忙日等については、上記と同様、閑散期や閑散日との調整のほか、副業等による業務への従事を検討するなど、隊員への活動条件に配慮し実施するものとします。

(5) 待遇・福利厚生等

① 業務委託料 月額上限 266,600 円

※賞与、通勤手当等はありません。

② 加入保険等

協力隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします（各保険料は全額自己負担）。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、その保険料は予算の範囲で町が負担します（傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします）。

③ 住居

原則、受入れ団体において町内の空き家や賃貸住宅等を斡旋していただくものとします。住居借上げによる家賃が発生する場合には予算の範囲で町が負担します。

④ 活動車両

活動専用車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備してください。業務で使用した燃料代は予算の範囲内で町が負担します。ただし、購入に係る経費は自己負担となります。

⑤ 起業や事業承継に必要な経費

吉備中央町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動

を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100万円を上限として補助金を交付します。

(6) 活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します（上限額には、町が直接経費を負担するものを含まず。対象経費は地域協力活動に必要な経費として町が認めたものに限ります）。詳細は、国の財政支援額や町の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります（上限額 25,000 円／月）

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担。

② 活動用車両借上料

活動専用車両の借上料：上限額 20,000 円／月。

※自家用車を利用する場合：走行距離 1km につき 37 円。

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費（上限月額 5,000 円）

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とした上で、事業に必要であると町が認めたもの。

※購入前に必ず事前協議を行う必要があります。

⑬ その他の経費

町との協議により活動の実施に必要と認められた経費

(7) その他

- ア 町と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。
- イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。
- ウ 活動費について、協力隊員の活動を行うために必要な経費については、原則、協力隊員に直接支払います。
- エ 協力隊員の活動経費について、地域協力活動に必要な経費として町が認めたものについて、予算の範囲内で町が負担し協力隊員へ支給しますが、それ以外の経費については、協力隊員本人の都合により発生した費用を除き、原則として受入れ団体が負担するものとします。
- オ 町が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。
- カ 協力隊員としてふさわしくないと判断されるときは、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- キ 協力隊員の活動に関する条件については、町と協力隊員との業務委託契約時において予定する内容を参考に示したものです。詳細については、協力隊員との業務委託契約及び仕様書により決定します。

8 協力隊員の募集手続き等

(1) 協力隊員の募集の受付

協力隊員の募集の受付にあたっては、受入れ団体として決定した後、町が別に指定する申請書等により各受入れ団体において実施するものとします。制度に関する問い合わせは、必要に応じて、町担当課において行います。

なお、基本的には、受入れ団体として決定後に、協力隊員の募集の受付を行うものとしますが、決定前に隊員希望者からの相談等を受付ける場合は、受入れ団体の責任により実施してください。

(2) 選考方法

募集の終了後、協力隊員の候補者が決定しましたら、町が別に指定する届出書を提出していただきます。町は提出のあった内容を確認し、随時、最終審査を実施します。

9 協力隊員の選考方法

(1) 選考審査

選考方法は1次審査と最終審査とし順次行いますが、面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス

① 1次審査

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定してください。1次審査の結果は、団体の審査結果に基づいて、町から通知します。

② 最終審査（町）

受入れ団体責任者、協力隊員候補者、町の3者で面接を実施します。最終審査終了後、審査結果を受入れ団体及び協力隊員候補者へ文書にて通知します。

(3) その他

応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用できない場合があります。

10 その他留意事項

(1) 提案内容の変更

審査後又は着任後に決定していた提案内容を変更しようとする場合には、事前に所定の形式による変更届を町に提出し、承認を受ける必要があります。ただし、単なる団体都合によるものや、正当な理由がない場合は（軽微な修正を除く）、提案内容の修正はできません。

(2) 審査通過の取り消し

申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、報告書等による報告内容に不適切な内容があった場合、同報告書等の著しい提出遅延等、不適切な事由があると町が認めた場合には、協力隊員の受入れ又は委嘱を取り消す場合があります。

(3) 業務報告

協力隊員に対し、活動を行った翌月に活動状況の報告を求めます。団体においては、協力隊員の任期期間中の活動状況や日報を確認し、協力隊員と共同で報告書の作成をお願いします。

また、必要に応じて担当者による定期的な面談や活動の進捗確認を行い、町からフォローアップを行う場合があります。就任後に実施する定例的な報告会については、原則参加する必要があります。

(4) 活動費等の支払い

協力隊員の業務委託料等は協力隊員個人の指定口座に毎月振り込みます。活動経費についても必要に応じて原則協力隊員の指定口座に振り込むものとします。

(5) 受入れの条件

- ① 協力隊員の受入れにあたり受入れ団体が負担した経費について、町の活動費の基準に適合しないもの、又は受入れ団体の都合により発生した費用については、受入れが中止した場合においても、町は負担しません。
- ② 法令等の改正により、委嘱形態、活動条件等が変更となる場合があります。

(6) 関係例規等

- ・ 吉備中央町地域おこし協力隊設置要綱（令和 8 年吉備中央町告示第 33 条）
- ・ 吉備中央町地域おこし協力隊に関する取扱要綱（令和 8 年吉備中央町告示第 34 号）
- ・ 吉備中央町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱（令和 8 年吉備中央町告示第 35 号）
- ・ 吉備中央町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱（令和 8 年告示第 36 号）
- ・ 地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）

(7) その他

本募集要項は、町の予算の成立を前提としたものであり、予算審議等の結果、内容が変更される場合があります。また、活動費等の財政支援費は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、変更が生じることがあります。

11 問い合わせ先(担当課)

吉備中央町協働推進課 商工観光班

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1 番地 2

TEL : 0866-54-1301 FAX : 0866-54-1311